

基本情報			
文書タイトル	聖隷浜松病院 公的研究費の不正防止対策の基本方針		
制定日	2023 年 11 月 1 日		
最終改訂日	2023 年 11 月 1 日	最終確認日	2023 年 11 月 1 日
版	第 1 版		
管理部署	臨床研究センター		

改訂歴				
版	改訂日	決裁者	作成者	改訂要旨
第 1 版	2023 年 11 月 1 日	岡 俊明	木俣 美津夫	新規文書

社会福祉法人 聖隷福祉事業団 総合病院 聖隷浜松病院 公的研究費の不正防止対策の基本方針

社会福祉法人 聖隷福祉事業団 総合病院 聖隷浜松病院では、公的研究費の不正使用を防止するため、公的研究費取扱規程第4章に基づく公的研究費等の不正防止対策の基本方針を定める。

1. 院内における公的研究費等の運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、院内外に公表する。
2. 公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員に意識向上を図り、事務処理手続きに関するルール of 周知・遵守を徹底する。
3. 不正防止計画推進グループを設置し、不正を誘発する要因の把握と不正使用防止計画を策定し、実施する。
4. 予算執行、発注・検収に係る適正なチェック体制を構築する。
5. 公的研究費の使用に関するルール等について、院内外からの相談を受け付ける窓口を設置するほか、不正行為の通報窓口を設置し、不正への取り組みに関する病院の方針等を外部に公表する。
6. 公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、実効性のあるモニタリング及び監査を実施する。